令和６年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜生徒募集要項

倉敷市教育委員会

１　募　集

（１）応募資格

倉敷市立倉敷支援学校高等部への入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第２２条の３の規定に該当する知的障害を主とする者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学部・中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ　令和６年３月に中学部・中学校等を卒業する見込みの者

ウ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定に該当する者

（２）募集定員

普通科　３５名

２　通学区域等

（１）倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中島、粒江、帯江、旭丘、連島北、天城、豊洲、茶屋町）及び、水島、児島地区の中学校区

（２）倉敷市立東陽中学校区については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立岡山南支援学校のいずれかを選択して出願できる。（県立岡山南支援学校との調整区域）

３　出　願

（１）出願の条件・制限

ア　身辺処理が自立し、集団生活への参加が可能な者とする。

イ　自力で通学が可能な者とする。

ウ　志願者は、「２　通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

エ　志願者は、他の県立特別支援学校高等部（岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース、誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コースを除く。）に出願することはできない。

（２）出願の期間

令和６年１月１０日（水）から令和６年１月１５日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送の場合は、令和６年１月１５日（月）の午後５時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に倉敷市立倉敷支援学校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

（３）出願の手続

ア　志願者は、次の書類に所定の事項を記入し、在学又は出身中学校等の校長（以下「中学部・中学校等の校長」という。）を経由して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

・入学願書（所定のもので、志願者、保護者が記入したもの）　　１部

イ　中学部・中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

・調査書（様式３号）　　１部

（４）出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に倉敷市立倉敷支援学校の出願前教育相談を必ず受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和５年１１月２０日（月）から令和６年１月１０日（水）まで（ただし、令和５年１２月２８日（木）から令和６年１月３日（水）までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する日時とする。申込みは、出願希望者出願前教育相談申込書（様式２号）により倉敷市立倉敷支援学校へ令和５年１０月３０日（月）から令和５年１１月２日（木）までに行うものとし、受付時間は、午前９時から午後５時までとする。郵送による場合は、令和５年１１月２日（木）午後５時までに到着したものに限る。

（５）入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、倉敷市立倉敷支援学校から該当する中学部・中学校等の校長へ配付する。

（６）受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、倉敷市立倉敷支援学校から中学部・中学校等の校長を経由し、志願者に交付する。

（７）特別出願の手続

特別な理由により、県外を含む学区外から倉敷市立倉敷支援学校を志願する者は、出願に先立ってあらかじめ所管となる教育委員会を経て、特別出願許可申請書（様式１号）を倉敷市教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。

ア　書類請求及び提出先

倉敷市教育委員会　指導課　特別支援教育推進室

〒７１０－８５６５　倉敷市西中新田６４０番地

イ　提出期間

令和５年１１月２７日（月）から令和６年１月５日（金）まで（ただし、令和５年１２月２８日（木）から令和６年１月３日（水）までの期間並びに土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は午前９時から午後５時までとする。

なお、郵送による場合は、令和６年１月５日（金）午後５時までに到着したものに限る。

４　入学者選抜のための検査・面接

（１）実施期日及び場所

令和６年１月１９日（金）　倉敷市立倉敷支援学校

（２）検査

午前９時３０分から、諸検査（知的能力、作業能力）を実施する。

（３）面接

志願者には、面接を実施する。

５　選　抜

（１）選抜の方針

選抜に当たっては、中学部・中学校等の校長から提出される調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

（２）選抜委員会

倉敷市立倉敷支援学校長を委員長とする選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。委員は倉敷市立倉敷支援学校の教職員の中から委員長が選任する者とする。

６　合格者の発表

令和６年２月７日（水）午前９時から午後５時までの間に、倉敷市立倉敷支援学校で発表する。

また、選抜の結果を中学部・中学校等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。

7　追検査

（1）受検資格

検査当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ア　学校保健安全法施行規則（昭和３３年文部省令第１８号）第１８条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第１８条第３号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患者

イ　不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

（2）受検の手続

ア　中学部・中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、ただちに倉敷市立倉敷支援学校長に電話で連絡するとともに、令和６年１月２２日（月）午後３時までに追検査受検許可申請書（様式７号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和６年１月２３日（火）午後３時までに倉敷市立倉敷支援学校に提出する。

なお、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書（様式７号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、倉敷市立倉敷支援学校長に志願者本人から提出する。

イ　倉敷市立倉敷支援学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式８号）を中学部・中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書（様式８号）を倉敷市立倉敷支援学校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

（3）検査・面接

ア　実施期日　　令和６年１月３１日（水）から令和６年２月２日（金）までのうち、倉敷市立倉敷支援学校の指定する期日

イ　実施場所　　倉敷市立倉敷支援学校

ウ　日　　程　　倉敷市立倉敷支援学校の指定する時間

エ　検査・面接　倉敷市立倉敷支援学校長が定める内容で実施する。

8　出願についての問合せ先

在学又は出身学校を通じて、倉敷市立倉敷支援学校に直接問い合わせること。

倉敷市立倉敷支援学校	〒７１０－００３６　倉敷市粒浦３８８番地１ ＴＥＬ　（０８６）４２５－４６１１ ＦＡＸ　（０８６）４２７－４４４５